

# 青森家庭少年問題研究会会則

2004年12月11日制定  
2007年 6月23日改正  
2015年 6月20日改正

## 第1条（名称）

本会は「青森家庭少年問題研究会」と称する。

## 第2条（目的）

本会は、現代の家庭と少年が直面している様々な問題につき総合的に研究し、これらの問題の解決に寄与することを目的とする。

## 第3条（活動）

本会は前条に掲げる目的を達成するため、以下各号の活動を実施する。

- ①現代の家庭や少年の抱える社会問題についての調査・研究を行うこと。
- ②前号の課題に関する学習・啓蒙活動を行うこと。
- ③家庭裁判所と連携し、試験観察に付された少年を支援すること。
- ④前号の課題を遂行するための学生ボランティアを育成・指導すること。
- ⑤その他、本会の目的に適合する広報活動等を行うこと。

## 第4条（事務局）

本会の事務局は、当分の間、別に定める弘前大学文京地区内教員の研究室に置く。

## 第5条（会員）

- ①本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者（法人を含む）で構成する。
- ②会員は総会で定める年会費を納入しなければならない。

## 第6条（役員）

- ①本会に次の役員を置く。
  - 1 共同代表 若干名
  - 2 事務局長 1名
  - 3 幹事 若干名
  - 4 監事 1名
- ②前号の役員は、総会で選出する。役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- ③本会には、共同代表の協議の上顧問を置くことができる。

## 第7条（総会）

共同代表は年1回総会を招集し、役員を選出、活動計画の決定、会計報告などを行う。

## 第8条（部会）

本会は、教育研究の必要がある場合には、共同代表の協議の上で「部会」を設置することができる。部会は、複数の会員によって構成され、活動の場所を本会とは別の場所に定めることもできる。部会に関しては、別に設置規程を定め、これに従って活動するものとする。

## 第9条（改正）

本会則を改正するには、総会における出席者の過半数の賛成を得なければならない。

附則

本会則は、2004年12月11日より効力を生じるものとする。

附則

本会則は、2007年6月23日より効力を生じるものとする。

附則

本会則は、2015年6月20日より効力を生じるものとする。